

ドイツ法における財産権保障と著作権制度

龍谷大学 栗田昌裕

一 はじめに

我が国の私的録音録画補償金制度が破綻に瀕していると指摘されて久しい。しかし、この制度の母国であるドイツでは、補償請求権（Vergütungsanspruch）は、憲法上も著作権法も重要な地位を占めている。この報告では、私的録音録画補償金制度を素材として、日本法とドイツ法の基本的な考え方の違いを明らかにしたい。

1 従来議論

(1) 私的録音録画補償金制度の課題

- iPodをはじめとするデジタルオーディオプレーヤーが主流となったため、私的録音録画補償金制度の対象機器・媒体の利用が落ち込み、補償金の徴収額も激減した。
- DRM（Digital Right Management）技術の発展により、個々の複製行為を追跡することが可能になったため、制度自体の存在意義が問われるようになった。

【私的録音録画補償金制度の将来】

- 1 現行制度の維持
 - ・ デジタル方式の録音録画への限定 → その他の複製行為に拡張？
 - ・ 政令による対象機器の個別指定方式 → 包括指定方式へ移行？
- 2 現行制度の廃止
 - (1) 著作権の制限規定の廃止（著作権への回帰？）
 - (2) 著作権の制限規定の維持（私的複製の完全自由化？）

(2) 私的録音録画補償金制度の概要

1. 私的録音録画補償金制度の沿革

- 1965年のドイツ著作権法ではじめて採用された。
- ドイツ法の「補償請求権」 Vergütungsanspruch 制度は、「著作権は自然権であり、本来は私人の領域にまで及ぶ」という「自然権思想」を前提としているといわれる¹⁾。

2. 私的録音録画補償金制度の位置づけ

- 「著作権者の権利」には含まれない（法17条）
- 著作権の制限に対する代償、「金銭で合理的な解決を図ろうとする制度」²⁾
 - 【積極的根拠】 著作権者の受ける損害が無視できないこと
(デジタル方式の録音録画は無劣化であること)
 - 【消極的根拠】 最終消費者の行う録音録画を個別に追跡するのは不可能であること

(3) 著作権法の基礎理論との関係

- 自然権論 = 創作行為の果実である著作物が著作者に帰属することを、自然権として正当化する思想。大陸法系の法思潮、author's right system
- インセンティブ論 = 著作物の創作にインセンティブを付与するための手段として著作権を正当化する思想。英米法系の法思潮、copyright system

【補償請求権制度との関係】

自然権論	- 大陸法諸国 (Civil law)	- 補償請求権制度あり
インセンティブ論	- 英米法諸国 (Common law)	- 補償請求権制度なし

2 問題の所在

- 対立する利益を適切に調整するためには、私的録音録画補償金制度——①著作権の制限と②補償金支払義務の設定——の正当化根拠を検討し、いかなる利益をどのように衡量すべきかを明らかにしておく必要がある。
- しかし、自然権論とインセンティブ論の対立という既存の枠組みだけでは、十分な見通しを得られるとはいえない。
 - ・ 自然権は論争的な概念であり、自然権に直接に依拠した議論は透明性に欠ける。
 - ・ インセンティブの付与によって、権利の初期配分をすべて説明することはできない。文化の発展という政策目標は多層的であるうえに、他の政策目標との調整も必要とされる。

3 本報告の方法

- 私的録音録画補償金制度の母法であるドイツ法を参照する。
- ドイツ法は、我が国でいう自然権論とインセンティブ論のいずれにも属せず、「憲法上の権利論」というべき立場を採っている。しかし、この立場については、ほとんど紹介がない。
 - ・ 「知的財産法の分野での新しい業績が憲法上の規準にまったく触れなければ、もはや否定的な印象しか与えなくなっている」(F. Fechner 1999)。
 - ・ ドイツ法では、以下のような「自然権論」の主張は必ずしも維持されていない。

【精神的所有権論】
著作者の著作物に対する包括的かつ絶対的な支配権は自然権として当然に著作者に帰属する

【著作権の制限規定の厳格解釈原則】
著作権の制限は法の純然たる例外であり、可能な限り厳格に解釈しなければならない
- 補償請求権制度は、憲法上の権利を保障するための手段と位置づけられている。
 - ・ ドイツ連邦憲法裁判所 (BVerfG) 1971年7月7日判決は、著作権の制限規定を、補償請求権の定めがないという点において違憲と判断した。同判決は、「確立した判例理論」と評価されている。
 - ・ ドイツ連邦通常裁判所 (BGH) 1999年25日判決は、基本法14条の財産権保障や著作権法の基本思想を援用し、関係諸規定の類推適用により、不文の法定補償請求権を認めている。

二 ドイツ法の展開

【ドイツ著作権法関係略年表】

著作権法制定以前（再版自由の原則）

18世紀頃 精神的所有権論（報酬保護の思想）の登場

1880年 J. Kohler 著作権の社会的拘束の理論を提唱⁴

20世紀初頭 文学著作権法（LUG）・芸術著作権法（KUG）成立

1920年代 著作権の社会的拘束の理論の発展⁵

1955年 BGH 精神的所有権論の採用を宣言（磁気テープ事件）

1964年 BGH 補償請求権制度の創設を示唆（私的複製事件）

1965年 現行ドイツ著作権法（UrhG）成立

1971年 BVerfG 著作権の制限規定を違憲と判断（教科書事件）

1999年 BGH 解釈による法定補償請求権の創設（コピー送付サービス事件）

2000年 BVerfG 著作権の制限規定の厳格解釈を違憲と判断（ゲルマーニア3事件）

2001年 情報社会指令の採択

2003年 情報社会指令の第一次国内法化（第一バスケット）

2007年 情報社会指令の第二次国内法化（第二バスケット）

1 旧法下の議論

(1) 初期の学説

- 報酬保護の思想 = 「人は、財産 Eigentum として、自然天然のものの加工や改変のために費やした自らの労働の成果を要求できる」という思想。精神的所有権の理論的支柱となった。
- 著作権の社会的拘束 = 所有権の社会的拘束を著作権にも適用し、著作物の社会性を理由として、著作権の制限を正当化する理論。

【著作物の社会性】

- ①著作物が公表されると社会全体に広く影響が及ぶこと（反射効 Reflexwirkung）
- ②著作物が幾世代にも亘って蓄積された先行業績に依拠していること
- ③著作物が一般社会に受け取られるために創作されていること

(2) ドイツ連邦通常裁判所（BGH）の判例

1. BGH1955年5月18日判決（磁気テープ事件）

- 「自然権思想のドイツ法」というイメージの原型となった判例。

①精神的所有権論の採用を宣言した。

「著作者の著作物に対する支配権は、第三者による給付の使用に対して公正な報酬 gerechter Lohn を求める請求権を基礎づけるものであるが、立法者によってはじめて授与されるものではなく、事物の本性からの、すなわち、制定法の立法によってはその承認と内容形成が行われるに過ぎない、著作者の精神的所有権からの帰結である」

②著作権の制限規定の厳格解釈原則を採用した。

著作権の制限規定は、「法律の基本思想の純然たる例外」であり、「本来の趣旨と目的を超えて及ぶことのないようにしなければならない」。

2. BGH1964年5月29日判決（私的録音事件）

□私的録音録画補償金制度の導入を示唆したと評価されている判決。

①基本法 13 条（住居の不可侵）を理由として、著作者の権利が私的領域には及ばないことを明らかにした。

②テープレコーダーの製造者が不法行為における「妨害者 Störer」「関与者 Teilnehmer」に該当する可能性を認めた。→私的録音録画補償金制度の創設へ

「〔著作者は〕可能な限り多くの人間による利用に関心を有しており、……その排他権は、基本的に、その報酬請求権 Vergütungsansprüche を貫徹するために用いられるだけである」。そのため、著作者は、テープレコーダーの製造者に対して、「補償請求権の危殆化を排除するのに必要かつ適格的」であり、かつ、「期待可能な負担」であるような措置を求めることはできる。

(3) 小括

□自然権思想の核心 = × 著作者の著作物に対する包括的かつ絶対的な支配権

○公正な報酬を求める請求権（報酬保護の思想）

□対立利益による著作権の制限は早くから自覚されていた（社会的拘束の理論、住居の不可侵）。

2 連邦憲法裁判所（BVerfG）の判例

I 財産権保障と著作権の制限

(1) BVerfG1971年7月7日判決（教科書事件）⁷⁶

- ・著作権法 46 条（当時）に対する著作者側の憲法訴願⁷⁷。同規定は、補償金規定を欠く点において基本法 14 条 1 項前段の財産権保障に反し、著作者の基本権を侵害していると判断された。
- ・本判決は、同旨の BVerfG1978 年 10 月 25 日決定（教会音楽事件）とともに「確立した判例理論」を形成したと評価されている。

1. 財産権保障と著作権の制限規定

□立法者は、著作権制度の設計にあたって、①「財産権保障の基本的内容」を護らなければならないし、②他のあらゆる憲法規範とも合致するようにしなければならない（14 条 1 項前段）

【財産権保障の基本的内容】

- ・著作物の「考え得る限りのあらゆる使用可能性」が保障されるわけではない。
- ・「創作的給付から生じる財産的価値ある成果を私法上の規範化によって原則として著作者に割り当てることと、これを自己の責任で処分する自由」は、「基本権によって保護される著作権の核心」である。

□立法者は、「個人の利益と公共の利益を公正に調整し、場合によっては、公共の利益のために著作者の権利に限界を設定」しなければならない（14 条 2 項）→著作権の制限規定の合憲性は、それが公共の利益によって正当化されるかどうかによって判断される。

2. 著作権の内容形成（排他権・補償請求権）

□排他権 = 「自由に報酬を合意する可能性」、「著作物の利用に先立って、報酬 Vergütung を交渉して取り決めるための手段」（刑務所事件）

□補償請求権 = 「自己の労働の経済的利益を割り当てるように求める請求権」の具体化

3. 二段階の違憲審査基準

① 排他権の排除

- 著作権の制限規定のうち、補償請求権を規定しているもの。
- 「著作物に妨げなく接触するという公共の利益」によって正当化できる。
 - ・「著作物は、公表によって、個人が自由に処分できるだけでなく、同時に社会空間に入り込み、その時代の文化的・精神的観念を決定する要素の一つになる」から。
 - ・本件では、「現代的な授業において青少年を知的創作に親しませる」ことについての公共の利益によって、著作権の制限（排他権の排除）は正当化される。

② 補償請求権の排除

- 著作権の制限規定のうち、補償請求権を規定していないもの。
- 「著作物に妨げなく接触するという公共の利益」によっては正当化できず、「高められた公共の利益」が必要とされる。
 - ・補償請求権は、「著作者の精神的・人格的給付の成果」であり、「功績なき財産増加」ではないから。
 - ・本件では、「高められた公共の利益」は認められず、補償請求権の定めを置かないこと（補償請求権の排除）までは正当化できない。

(2) BVerfG1988年10月11日決定（刑務所事件）^{*8}

- 著作権法 52 条 1 項 3 文（当時）に対する提示決定^{*9}。原審では、ドイツ音楽著作権協会(GEMA)が、補償金の不払いがあるとして、刑務所や少年院を運営するヘッセン州を訴えていた。ヘッセン州が上記規定を援用して支払いを拒絶したため、提示決定が行われた。
- BVerfG は、収監者の特殊な環境を理由として「高められた公共の利益」を認め、補償請求権の定めのない著作権の制限を合憲と判断した。
 - ・「外界とのコミュニケーションが極度に制限されているという収監者の特殊な環境」から、「高められた公共の利益」が認められる。
 - ・基本法 14 条 2 項は、「財産権者が、困窮している法成員、ここでは収監者に配慮しなければならない」と規定している。そのため、著作者は「期待不能な」ほどに使用権の価値が低下させられない限り、「連帯犠牲」として、権利の制限を負担しなければならない。本件では、「個々の著作者には、生計の維持に決して本質的に貢献することのない、あるかなきかごときの微々たる金額が与えられるに過ぎない」補償請求権が剥奪されただけであって、著作者の負担は期待可能である。
- 「実質的には州の財政に配慮したに過ぎない」という批判が強い。
- その後の BVerfG 判例は、著作権の制限を正当化するにあたって、「高められた公共の利益」を認めるのではなく、表現の自由などの対立する憲法上の権利を援用するようになっていく。

(3) BVerfG2000年6月29日部会決定（ゲルマーニア3事件）^{*10}

- 著作権法 51 条 2 号（小引用）を厳格に解釈し、著作権侵害を認めた BGH 判決に対する引用者側の憲法訴願。本件では、著作権の制限規定の解釈による表現の自由の侵害が問題とされた。そのため、財産権保障は、表現の自由の対立利益として考慮されている。
- BVerfG は、芸術の自由（基本法 5 条 3 項）を援用して、著作権法 51 条 2 号（小引用）の合憲拡大解釈を行った。
 - ・芸術の自由に基づき、適法引用には、「出典明示機能」だけではなく、「芸術的表現及び芸術的造形的手段」という側面も認められるべきである。

- 本件では、芸術の自由が財産権保障に優越するため、補償請求権の制限も正当化される。
 - ・ 著作者の利益は、「先行する著作物に言及できるという、芸術の自由によって保護されている他の芸術家の利益」と対立する。「著しい経済的な不利益を伴わない、著作権に対するあるかなきかごときの介入が、芸術的な発展の自由に対立する場合、著作権者の使用利益は、芸術的対話のための利用利益と比べて、劣後せざるを得ない」。

II 財産権保障と著作権の限界

- ・ 公共の利益による正当化を俟つまでもなく、著作権の制限規定を合憲とした判例がある。
- ・ 基本法によって保護される著作権の限界を示したものと理解されている。

(1) 消尽の原則（図書館料金事件¹¹、雑誌供覧事件¹²、レコード賃貸事件¹³）

- 著作者の利益については、「最初の頒布行為に際して、その同意を報酬の支払いに係らしめる可能性があれば十分である」。
- 消尽の原則は、補償請求権を何ら規定していなかったとしても、財産権保障に反しない。消尽後の補償請求権を規定するかどうかは、財産権保障との関係では、立法裁量に属する。

(2) 著作物の追加的使用（学校放送事件¹⁴）

- タイムシフトのための一時的な複製は、「著作者が分配を受けるべき、著作物の追加的な使用」ではない。
 - ・ 教育番組の一時的な録画について著作権を制限した規定は、「権利の限界の具体化」であって、補償請求権を何ら規定していなかったとしても、財産権保障に反しない。
 - ・ ただし、「録音録画媒体を年度を超えて保存し、いわば何度でも使用できる教材を創り出した場合」には、補償請求権を認めなければならない。

III 小括

【憲法による自然権の実定法化】

- 報酬保護の思想 → 基本法 14 条 1 項前段 + 同 3 項 → 著作権法 15 条
- 財産権の社会的拘束 → 基本法 14 条 2 項 + 同 1 項後段 + 同 3 項 → 著作権法 44a 条以下

【著作権の制限と財産権保障】

- 著作権 = 補償請求権（給付の成果の割当て） + 排他権（報酬を交渉によって決定する手段）
- 排他権のみの排除：「著作物に妨げなく接触するという公共の利益」による正当化
 - （法定補償請求権によって「給付の成果の割当て」は維持されるため、緩やかに制限が認められる。）
- 補償請求権の排除：「高められた公共の利益」による正当化
 - 表現の自由による正当化
 - （法定補償請求権がなく、「給付の成果の割当て」すらも維持されないため、その合憲性は厳格に審査される。）

【著作権の限界】

- そもそも著作権の保護範囲に含まれない利用行為については、公共の利益による正当化は不要とされる。
 - 消尽の原則 初回頒布時に報酬を取得する手段があれば足りる
 - 著作物の追加的使用 一時的な複製行為は著作権に含まれない

3 連邦通常裁判所 (BGH) の判例

- BGH は、「精神的所有権論」を採用し、「著作権の制限規定の厳格解釈原則」を維持しているといわれる。しかし、判例の展開を詳しく見ると、著作権の制限規定を緩やかに解釈する方向へと変遷しており、これらの法原理への言及は「口先だけ」(T. Hoeren 2000) になっている。
- BVerfG 判例は、BGH においても、しばしば引用されている。

第一期 厳格解釈原則＝形式的解釈準則

《著作権の制限規定は、法律の基本思想の純然たる例外であり、**本来の趣旨と目的**を超えて及ぶことのないようにしなければならない》(磁気テープ事件)
→「本来の趣旨と目的」の及ぶ限りにおいて拡張も許される
→「立法趣旨」「立法者の意思」の追求と、これによる目的論的解釈の正当化

- 初期の判例は、著作権の制限規定が「体系上、例外と位置づけられていること」から、その厳格解釈原則を導き出していた(「例外規定は類推によって拡張してはならない」^{*15})
- しかし、形式的に「可能な限り厳格な解釈」を形式的に選択した裁判例は見あたらない。むしろ、規定の趣旨と目的を根拠として、実質的な利益衡量が行われていた。
 - ・ 著作権の制限規定の「文言と目的」から解釈を行い、著作権者の主張する厳格解釈を斥け、著作権侵害を否定した例(新聞報道事件^{*16})
 - ・ 「立法者が、対立する利益を調整して見出した規定の相当性が、〔著作権の制限規定の〕拡大解釈によって破棄されてはならない」(CB-Infobank I 事件^{*17})
 - ・ 歴史的立法者意思を斟酌し、著作権の制限規定の拡大解釈を正当化するような「優越する情報の利益」は存在しないとして、著作権侵害を認めたと例(CB-Infobank II 事件^{*18})
 - ・ 著作権の制限規定は、「立法者の目的設定」に従い、「原則として厳格に」解釈しなければならない(電子報道アーカイブ事件^{*19})

第二期 厳格解釈原則＝配分原則

《著作者はその著作物の経済的利用について可能な限り適正な配分を取得できて然るべきである》(コピー送付サービス事件^{*20}、香水瓶事件^{*21})

- 「例外規定は一般に厳格に解釈されなければならない」という原則は、明文で放棄された(香水瓶事件)。
- 厳格解釈原則は、「著作者はその著作物の経済的利用について可能な限り適正な配分を取得できて然るべきである」という原則(配分原則)へと読み替えられた(コピー送付サービス事件、香水瓶事件)。→「報酬保護の思想」(自然権思想)や「基本権によって保護されている著作権の核心」(BVerfG)と連続的な法原理
 - ・ 情報に自由に接触するという公共の利益によって、著作権の制限(排他権の排除)は正当化される(コピー送付サービス事件)
 - ・ 「著作物の利用に対する適正な補償金を受け取るためのあらゆる手段が否定される」とときには、類推適用によって、法定補償請求権を創設することも許される(コピー送付サービス事件)
 - ・ 「工業所有権と同様に、著作権も、権利者の同意を得て取引に置かれた商品の流通可能性に劣後する」として、消尽の原則の複製権への類推適用を肯定し、著作権侵害を否定した(香水瓶事件)

第三期 著作権の制限規定＝法益衡量の結果

「著作権の制限規定は、著作権と同じくらい特別な憲法上保護される地位を考慮したものである。これは、立法者によって行われた、原則として終局的な法益衡量の結果である。……いかなる事例でも、著作者の利益と並んで、制限規定によって保護されている利益が尊重されなければならない、その重要性に応じて、法規定の解釈にあたって援用されなければならない」（覆い隠された帝国議会議事堂事件²²⁾）

- 著作権法の解釈において、著作者の利益には、もはや特権的な地位は認められない。
- 著作者の利益と「制限規定によって保護されている利益」は、同等の重要性を有するものとして、法益衡量の対象となる。
 - ・「個別事例では、文言に即した厳格な解釈が、利用者の憲法上保護されている地位を考慮した緩やかな解釈に劣後しなければならない」（覆い隠された帝国議会議事堂事件）
 - ・「著作権法の適用にあたって、とりわけ、著作者の使用権限の決定に際して、また制限規定の解釈に際して、憲法の文言によって保障されている利用者側の利益を適正に斟酌することこそが、裁判所の任務である」（ギース^{アドラー}驚紋事件²³⁾）

小括

- 著作権法の基本思想＝「著作者はその著作物の経済的利用について可能な限り適正な配分を取得できて然るべきであるという原則」（配分原則）
- 「著作物の利用に対する適正な報酬 Vergütung を受け取るためのあらゆる手段」を否定することは許されない。ただし、補償請求権によって「適正な報酬」は保障される。
- 「著作権の制限規定によって保護される利益」は、著作者の利益と同じく、尊重に値する。立法や解釈にあたっては、このような利益も衡量しなければならない。

三 おわりに

1 財産権保障と著作権制度

- 著作権の正当化原理（報酬保護の思想）

「著作者はその著作物の経済的利用について可能な限り適正な配分を取得できて然るべきである」

 - ・労働の成果（自然権思想）
 - ・公正な報酬（精神的所有権論・BGH旧判例）
 - ・創作的給付から生じる財産的価値ある成果（財産権保障）
- 著作権の制約原理（著作権の社会的拘束・その他の憲法規範）

「著作者の利益と並んで、制限規定によって保護されている利益が尊重されなければならない」

 - ・著作物に妨げなく接触するという公共の利益／高められた公共の利益
 - ・表現の自由（芸術の自由、報道の自由、情報の自由、学問の自由）

2 補償請求権の位置づけ

- 著作権（排他権）＝①「適正な配分」の割当て＋②「報酬を交渉によって決定する手段」
- 補償請求権＝○「適正な配分」の割当て
 - 補償請求権の範囲は著作権の範囲に原則として一致する。デジタル方式の録音録画に限定する理由はない。ただし、①著作物の追加的使用が問題となっていなかったり、②消尽の原則の適用を受けるときには、「著作権の限界」を超えるため、補償請求権も必要とされない。
 - 著作権の限界内の利用行為であっても、公共の利益や利用者の表現の自由のために、補償請求権の制限が必要とされることがある。

3 憲法上の権利と救済手段

- 憲法上の権利として保護されているのは、著作物の利用について公正な報酬を割り当てるように求める権利であり、「排他権」そのものではない。
- 権利侵害の救済手段である①差止請求権（法 112 条）、②損害賠償請求権（民法 709 条）、③刑罰（法 119 条以下）のうち、一部を制限することも妨げられないはずである。
 - （例）・差止請求権のみを制限し、損害賠償請求権（損失補償請求権）のみを認める。
 - ・民事責任と刑事責任の成立範囲を区別する。

4 技術的保護手段と著作権制度

- DRM 技術の発展により、著作物の利用を阻害せずに、対価を徴収することが可能になる。
 - 「著作物に妨げなく接触するという公共の利益」によって著作権の制限を正当化できなくなる
 - 無制約の排他権へと回帰すべきだと主張されている（W. Nordemann 2008）
- 技術的保護手段の回避が違法化されたことによって、「技術による著作権の制限規定のオーバーライド」が可能になっている。
 - ・（積極的評価）許諾契約による自生的秩序の形成を期待することができる。例えば、GNU GPL、Creative Commons License は、著作権が及ぶことを前提としている。
 - ・（消極的評価）「契約による著作権の制限規定のオーバーライド」と同様に、「著作権の制限規定によって保護される利益」が侵害されるおそれがある。そのため、情報の自由に適格的な解釈の必要性（T. Hoeren 2000; D. Kröger 2002）や、「著作権の制限規定の強行法規化」（G. Hohagen 2005）などが主張されている。

以上

*1 潮海久雄「私的複製の現代的意義」著作権研究 40 号(2013)101 頁。

*2 中山信弘『著作権法〔第 2 版〕』（有斐閣・2014）300 頁。

*3 田村善之『著作権法概説〔第 2 版〕』（有斐閣・2001）7 頁、同『知的財産法〔第 5 版〕』（有斐閣・2010）8 頁以下参照。

*4 J. Kohler, Das Autorrecht, 1880, S. 40ff. ただし、Kohler は主として期間制限の正当化を意図していた。

*5 A. Elster, Der Schutz des Geisteswerkes als Ausgleich zwischen Urheber und Allgemeinheit, UFITA 4 (1931), S. 216ff.; ders., Das Gemeininteresse als Grenze des gewerblichen Rechtsschutzes, GRUR 1921, 41f.; ders., Urheber- und Erfinder-, Warenzeichen- und Wettbewerbsrecht (Gewerblicher Rechtsschutz), 2. Aufl., 1928, S. 3ff.; J. Kopsch, Zur Frage der gesetzlichen Lizenz, ArchFunkR 1 (1928), 201.; H. O. de Boor, Konstruktionsfragen im Urheberrecht, UFITA 16 (1943), 361.; G. Roerber, Urheberrecht oder Geistiges Eigentum, UFITA 21 (1956), 166.

*6 BVerfGE 31, 229: Kirchen- und Schulgebrauch.

*7 公権力によって基本権を侵害されたことを理由として、直接、連邦憲法裁判所に提訴する手続（連邦憲法裁判所法 90 条以下参照）。

*8 BVerfGE 79, 29: Vollzugsanstalten.

*9 裁判所が、裁判において、法律が違憲であると考える場合に、審理を中断し、連邦憲法裁判所の判断を求める手続（連邦憲法裁判所法 80 条以下参照）。

*10 BVerfG GRUR 2001, 149: Germania 3. 邦語での紹介として、奥山亜喜子「芸術の自由と著作権」栗城壽夫ほか編代『ドイツの憲法判例 III』（信山社・2008）184 頁以下、駒田泰士「大陸法における権利制限」著作権研究 35 号(2008)60 頁以下。

*11 BVerfG1971 年 7 月 7 日決定（BVerfGE 31, 248: Bibliotheksgroschen）。

*12 BVerfG1987 年 11 月 4 日決定（BVerfGE 77, 263: Zeitschriftenauslage）。

- *13 BVerfG1989年10月3日決定 (BVerfGE 81, 12: Vermietungsvorbehalt)。
- *14 BVerfG1971年7月7日決定 (BVerfGE 31, 270: Schulfunksendungen)。
- *15 青井秀夫『法理学概説』(有斐閣・2007) 534頁参照。例えば、憲法上の価値を実現するために著作権の制限規定を類推適用することも、類推による欠缺補充の例といえる。
- *16 BGH1982年7月1日判決 (BGHZ 85, 1)。
- *17 BGH1997年1月16日判決 (BGHZ 134, 251)。
- *18 BGH1997年7月16日判決 (GRUR 1997, 464)。
- *19 BGH1998年12月10日判決 (JZ 2003, 473)。
- *20 BGH1999年2月25日判決 (BGHZ 141, 13)。
- *21 BGH2000年5月4日判決 (BGHZ 144, 232)。
- *22 BGH 2002年1月24日判決 (ZUM 2002, 636)。同旨、BGH2002年7月11日判決 (ZUM 2002, 818)、BGH2002年7月11日判決 (JZ 2003,473)。
- *23 BGH 2003年3月20日 (GRUR 2003, 956)。